大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第６条第１項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第６条第３項の規定において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第８条第２項に基づき、この公告の日から４箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和８年３月４日

京都市長　松　井　孝　治

１　届出者の氏名及び住所

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長　笹田　賢一

東京都千代田区丸の内一丁目３番３号

２　届出の概要

（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール KYOTO

京都市南区西九条北ノ内町１２番

京都市南区西九条鳥居口町１番地、２番地１、４番地１、４番地２

京都市南区西九条院町２５番地、２６番地、２６番２、２６番３

（２）変更事項

変更事項	変　更　前	変　更　後
ア　大規模小売店舗の名称及び所在地	イオンモール KYOTO 京都市南区西九条北ノ内町１２番地、１８番地 京都市南区西九条鳥居口町１番地、２番地、４番地１、４番地２ 京都市南区西九条院町２５番地、２６番地、２６番地２	イオンモール KYOTO 京都市南区西九条北ノ内町１２番 京都市南区西九条鳥居口町１番地、２番地１、４番地１、４番地２ 京都市南区西九条院町２５番地、２６番地、２６番２、２６番３

イ　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	みずほ信託銀行株式会社 取締役社長　梅田　圭 東京都千代田区丸の内一丁目３番３号	みずほ信託銀行株式会社 取締役社長　笹田　賢一 東京都千代田区丸の内一丁目３番３号
ウ　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社光洋 代表取締役　平田　炎 大阪府大阪市北区天神橋２丁目３番１６号 ほか２５件	株式会社光洋 代表取締役　西峠　泰男 大阪府大阪市北区天神橋２丁目３番１６号 ほか２９件

（３）変更年月日

ア　令和７年９月１日

イ　令和６年４月１日

ウ　令和７年８月９日

３　届出年月日

令和７年１０月１日

４　縦覧場所、期間及び時間

（１）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

京都市産業観光局地域企業振興室

（２）期間

令和８年３月４日（水）から同年７月６日（月）まで（京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。）

（３）時間

午前９時から正午まで

午後１時から午後５時まで

５　意見書の提出先及び提出期限

（１）提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

京都市産業観光局地域企業振興室

（２）提出期限

令和８年７月６日（月）

（産業観光局地域企業振興室）